

ドイツ・ブンデス・バンクに関する法律

[Gesetz über die Deutsche Bundesbank]

第1章 設立、法的地位および任務

第1条 ドイツ・ブンデス・バンクの設立

州中央銀行およびベルリン中央銀行はドイツ・レンダー・バンクに合併され、ドイツ・レンダー・バンクはドイツ・ブンデス・バンクとなる。

補説……改組に伴う経過的関連事項については経過規定第一第38条以下(訳出省略)一にゆずられている。

補説は政府の提案趣旨の要旨、以下同じ。

第2条 法的地位、資本金および所在地

ドイツ・ブンデス・バンクは連邦出資(bundesunmittelbare)の公法人である。同行の資本金は290百万マルクとし、全額連邦に帰属する。銀行(ブンデス・バンクー以下同じ。訳注)の所在地は政府所在地とする。ベルリンが政府所在地となるまでは、銀行の所在地はフランクフルトとする。

補説……資本金290百万マルクは州中央銀行の改組によつて生ずるものである(レンダー・バンクおよびベルリン中央銀行を含む州中央銀行の資本金合計390百万マルクから、州中央銀行のレンダー・バンクに対する出資金100百万マルクを控除したもの)。

第3条 任 務

ドイツ・ブンデス・バンクは、本法により同行に付与された通貨政策上の権限(die währungspolitischen Befugnisse)を行使し、通貨流通および経済に対する信用供給を規制して通貨価値(Währung)の確保を計り、国内および国外との支払取引の、銀行による決済(bankmässige Abwicklung)につき配慮するものとする。

補説……通貨流通(銀行券および補助貨を含む)の規制とは、個々の取引について必要とされる券面金種(Abschnitt)を供給することによつて取引の円滑化を計り、かつ発行銀行券残高を信用政策に

よつて、その時々における国民経済的必要と調和せしめることをいう。信用供給を規制する理由は、信用供給によつて生ずる銀行預金も通貨機能を営むからである。

支払取引の決済に対する配慮とは、振替取引その他現金を使用しない取引および外国との支払取引に対する組織をととのえることをいう。本法においては銀行による決済(bankmässige Abwicklung)についてのみ規定し、為替管理上の権限および参与権(Mitwirkungsrechte)については他の法律にゆだねている。

第4条 参加(Beteiligungen)

ドイツ・ブンデス・バンクは国際決済銀行および、連邦政府の同意を得て超国家的(übernationalen)通貨政策や国際的決済・信用取引に貢献し、または同行の業務の達成を促進する上に適当と認められる、その他の機関に参加する権限を有する。

補説……国際決済銀行以外の機関への参加に當つては連邦政府の個別許可を要する。理由は中央銀行の参加は例外的な場合に限らるべきであり、かつ国際機関への参加は外交政策に関するからである。

第2章 組 織

第5条 機関(Organe)

ドイツ・ブンデス・バンクの機関は中央銀行理事会(Zentralbankrat—第6条、以下理事会と称す。訳注)、役員会(Direktorium—第7条)、および州中央銀行役員会(Vorstand der Landeszentralbank—第8条)とする。

第6条 中央銀行理事会(Zentralbankrat)

(1) 理事会は銀行の通貨信用政策を決定する。理事会は業務遂行ならびに経営管理の基本原則を定め、本法の枠内で役員会および州中央銀行役員会の権限範囲を決定する。理事会は個々のケースにつき役員会および州中央銀行役員会に対し指令を発することができる。

(2) 理事会はドイツ・ブンデス・バンク総裁、副総裁、その他の役員会構成員および州中央銀行総裁によつて構成される。

(3) 理事会の議事はドイツ・ブンデス・バンク総裁または副総裁が司会する。理事会の決定は出席者の単純多数決によるものとする。その他については定款に議決の前提条件を定める。定款には理事会構成員に長期にわたる事故があつた場合の代理関係について規定することができる。

第7条 役員会 (Direktorium)

(1) 役員会は理事会の決定の執行につき責任を負う。役員会は銀行を統括し (leiten) 管理する。ただし州中央銀行役員会の専管 (zuständig) 事項についてはこの限りでない。以下の事項は役員会の専管事項である。

1. 連邦政府および特別会計との取引
2. ドイツ全土にわたつて中央的業務 (die zentrale Aufgabe) を行つている金融機関との取引
3. 外国為替取引および海外との取引
4. 公開市場取引

(2) 役員会はドイツ・ブンデス・バンク総裁、副総裁およびその他 8 人以内の構成員によつて構成される。役員会の構成員は特に専門的な能力 (besondere fachliche Eignung) を有しなければならない。

(3) 総裁・副総裁その他の役員会構成員は、政府の推薦に基いて大統領によつて任命される。政府は推薦に際し理事会の意見を聞かなければならぬ。構成員の任期は 8 年とする。ただし特に事情がある場合にはそれ以下の任期を定めることができる。この場合といえども 2 年間を下りえない。任命および退任は官報で公表するものとする。

(4) 役員会の構成員は公法上の服務関係 (öffentliche-rechtlichen Amtverhältnis) に立つ。銀行と構成員との法律関係、特に給与、恩給および遺族手当などは、理事会との協定 (Verträge) により規制される。協定には政府の同意 (Zustimmung) を要する。

(5) 役員会の議事は総裁または副総裁が司会す

る。役員会の議決は出席者の単純多数決によるものとする。賛否同数の場合は司会者の票に従う。その他については定款で議決の前提条件を定める。定款には特定の決定について全員一致または単純多数決以外の多数決を要する旨規定することができる。

第8条 州中央銀行 (Landeszentralbanken)

(1) ドイツ・ブンデス・バンクは各州ごとに 1 店の大支店 (Hauptverwaltung) を保持するものとする。大支店はバーデン・ヴュルテンベルク州中央銀行、バイエルン州中央銀行、ベルリン州中央銀行、ブレーメン州中央銀行、ハンブルグ (Freie u. Hansestadt Hamburg) 州中央銀行、ヘッセン州中央銀行、ニーダー・ザクセン州中央銀行、ノルトライン・ウエストファーレン州中央銀行、ラインラント・ファルツ州中央銀行およびシュレスヴィッヒ・ホルスタイン州中央銀行なる名称を有する。

(2) 州中央銀行役員会は大支店の管轄範囲に属する取引および管理事務 (Verwaltungsaangelegenheit) を行う。以下の事項は州中央銀行の専管事項である。

1. 州および州内の公共機関 (öffentliche Verwaltungen) との取引
2. 管轄範囲内の金融機関との取引。ただし第 7 条第 1 項 2 号により当該金融機関との取引が役員会の専管事項である場合はこの限りでない。

(3) 州中央銀行役員会は総裁および副総裁から構成される。定款において前記のほか 1 ないし 2 名の役員会構成員をおくこと、ならびに役員会の議決に関して定めることができる。役員会構成員は特に専門的な能力を有しなければならない。

(4) 州中央銀行総裁は連邦参議院の推薦に基き大統領によつて任命される。連邦参議院は州法上の責任官庁の推薦に基き、理事会の意見を徵して (候補者を一訳注) 推薦するものとする。副総裁およびその他の役員会構成員は理事会の推薦により、ドイツ・ブンデス・バンク総裁によつて任命される。役員会構成員の任期は 8 年とする。ただし特に事情ある場合にはそれ以下

の任期を定めることができる。この場合といえども2年間を下りえない。任命および退任は官報で公表するものとする。

(5) 役員会の構成員は公法上の服務関係に立つ。銀行と構成員との法律関係、特に給与、恩給および遺族手当などは理事会との協定(Verträge)により規制される。協定には政府の同意を要する。

第9条 州中央銀行顧問会 (Beirat)

(1) 各州中央銀行に顧問会をおく。顧問会は通貨信用政策について州中央銀行総裁の諮詢を受け、州中央銀行がその管轄範囲で責任を負つている任務の実施について州中央銀行役員会の諮詢に応ずる。

(2) 顧問会の構成員は最高10人とする。構成員は信用制度の領域で特にすぐれた知識をもたなければならない。構成員は半数を限度として各種の金融部門から、残余の構成員は工業、商業、農業、賃金労働者および俸給生活者から選任されなくてはならない。

(3) 顧問会の構成員は当該州政府の推薦により、州中央銀行役員会の意見を徵してドイツ・ブンデス・バンク総裁により任命される。任期は3年とする。

(4) 顧問会の議長には州中央銀行総裁またはその代理人が当たる。州の主務大臣(zuständige Landesminister)は顧問会の会議に出席する機会を与えられる。主務大臣は顧問会の召集を求めることができる。その他の事項については顧問会の手続きは定款の定めるところによる。

第10条 支店 (Zweiganstalten)

ドイツ・ブンデス・バンクは支店(Hauptstellen および Zweigstellen—出張所)を保持することができる。支店(Hauptstellen)の業務は州中央銀行の指示を受ける2人の役員(Direktoren)によって統括される。出張所の業務は上位の支店の指示を受ける1人の役員によつて執行される。

補説……Hauptstelle は商法上の支店(Filial)に、Zweigstelle は代理店(Agentur)に相当する。

第11条 代表関係 (Vertretung)

(1) 役員会は裁判上および裁判外でドイツ・ブ

ンデス・バンクを代表する。州中央銀行の管轄範囲については州中央銀行役員会も、支店の管轄範囲については支店役員も、銀行を代表する。本条の規定は第31条2項および第41条4項の規定を妨げない。

(2) 役員会構成員または州中央銀行役員会の2名、または支店の役員2名によつてなされた意思表示は、ドイツ・ブンデス・バンクの意思表示としての効力を有する。銀行を代表する意思表示は、役員会または州中央銀行役員会(大支店の権限に属する事項に限る)の任命した代理権ある代理人も、これをなすことができる。銀行を代表する権限ある者1人に対してなされた意思表示は、銀行に対する意思表示として効力を有する。

(3) 銀行を代表する権限はドイツ・ブンデス・バンクの公証役(Urkundsbeamte)の証明により証明される。

(4) 州中央銀行または支店の営業行為(Geschäftsbetrieb)に関するドイツ・ブンデス・バンクに対する訴訟は、州中央銀行または支店所在地の裁判所においても提起することができる。

第3章 連邦政府およびブンデス・バンク

第12条 銀行の政府に対する関係

ドイツ・ブンデス・バンクはその任務を遵守しつつ(unter Wahung ihrer Aufgabe)連邦政府の一般的経済政策を支持する義務を有する。

ドイツ・ブンデス・バンクは本法により同行に与えられた権限の行使に當つて、連邦政府の指令を受けない(unabhängig seiu)。

補説……一般的経済政策(die allgemeine Wirtschaftspolitik)とは経済政策の基本方針で個々の手段ではない。

本項はブンデス・バンクの独立性を保証するものである。同行は本項に基く特別の地位(Ausnahmestellung)を、本法第3条によつて同行に委託された任務を行うためにのみ要求できる。他の法律または管理協定(Verwaltungsvereinbarung)によるその他の任務については、連邦政府の命令に服することがある。本法第3条に該当せず、政府の指令を受ける従たる任務の委託については同行の同意を要する。

第13条 協力関係 (Zusammenarbeit)

- (1) ドイツ・ブンデス・バンクは連邦政府に対し、通貨政策上重要な意義を有する事項につき助言を与える(beraten)、要求があつた場合には情報を提供しなくてはならない。
- (2) 連邦政府の構成員(Mitglieder der Bundesregierung)は、理事会の会議に出席することができる。前記政府代表は提案権を有するが議決権を有しない。政府代表の要求があつた場合、(理事会の一訳注) 決定は2週間を限り延期される。

補説……政府代表が理事会の討議に出席することは政府およびブンデス・バンクの共通の関心事項につき、意思の疎通を計るという目的に適うものである。

議決の延期を要求する理由は、決議、提案を検討し、必要とあれば連邦政府の見解を求めるためである。

議決延期の期間を2週間としたのは、定例理事会が2週間ごとに開催されるからである。2週間以下の延期を求めるることもできる。

同一議決につき再度延期を求ることはできない。延期の要求は電話および電報を含む、いかなる方法によつてもよい。

- (3) 連邦政府は通貨政策上重要意義を有する問題を討議する政府の会議に、ドイツ・ブンデス・バンク総裁を招請しなくてはならない。

第4章 通貨政策上の権限

第14条 銀行券発行

- (1) ドイツ・ブンデス・バンクは本法施行地域内における銀行券の独占発行権を有する。同銀行券はドイツ・マルク表示とする。同銀行券は唯一の無制限法定支払手段である。10マルク未満の銀行券の発行には連邦政府の同意(Einvernehmen)を要する。ドイツ・ブンデス・バンクはその発行する銀行券の券面額(Stückelung)および特徴(Unterscheidungsmerkmale)を公表しなければならない。
- (2) ドイツ・ブンデス・バンクは回収のために銀行券の提出を求めることができる。回収された銀行券は回収に際して定められた交換期間の経過によつて通用力を失う。

(3) ドイツ・ブンデス・バンクは滅失(Verlorenete)・紛失(Verlorene)した銀行券、偽造・変造の銀行券、または通用力を失った銀行券を補償する義務を負わない。銀行は、所有者が銀行券の半分以上の部分を提出するか、銀行券の半分またはそれ以下を提出し残余が滅失していることを証明した場合に限り、損傷紙幣の引換えを行わなくてはならない。

第15条 割引・貸付・公開市場政策

ドイツ・ブンデス・バンクは通貨流通および信用供与に影響を及ぼすため、その取引に適用される貸付利子・割引歩合を決定し、貸出および公開市場取引の基本原則を決定する。

補説……割引・貸付政策には選択的割引・貸付政策(賦払信用、輸出信用、住宅信用などの特別的取扱など)、量的割引・貸付政策(再割枠および信用準則など)なども含まれる。

第16条 最低準備政策

(1) ドイツ・ブンデス・バンクは通貨流通および信用供与に影響を及ぼすため、金融機関が、その要求払預金、定期預金、貯蓄預金および短期受入金から生ずる債務(ただし準備義務を有する他の金融機関に対する債務を除く一括弧は訳者挿入)に対し、(同行の定める一訳注)百分率の額の預金を中央銀行の振替勘定口座に保持するよう求めることができる(最低準備)。同行は要求払債務に対し30%、定期債務に対し20%、貯蓄預金に対して10%を越えない百分率を定めることを要する。銀行は前記の枠内で一般的見地により、更に金融機関の個々のグループにつき、百分率に差異を設け、算定に当り特定債務を除外することができる。

(2) 金融機関のドイツ・ブンデス・バンクにおける月平均預金(現実準備—Ist-Reserve)は、準備義務ある債務額の月平均に対して少なくとも第1項により定められた百分率の額(Reservesoll)に達しなくてはならない。銀行は現実準備および義務準備の計算および確定につき、より詳細な規定を発するものとする。…

(3) ドイツ・ブンデス・バンクは現実準備が義務準備を下回つた額に対し、貸付利率3%超を限度とする特別利子を課することができます。準

備不足が、予測できない事情により不可避であつたか、当該金融機関が清算中の場合には、特別利子は徴求されない。準備不足がはなはだしいかまたは繰り返される場合には、ドイツ・ブンデス・銀行は銀行監督局に通知しなくてはならない。

- (4) 中央機関に加盟している農業信用組合で、ドイツ・ブンデス・銀行に振替勘定を有しないものは、最低準備金を中央機関に保有することができる。中央機関は同額の預金をドイツ・ブンデス・銀行に保有しなくてはならない。
- (5) 本法によつて保有される最低準備金は、他の法律により保持される流動準備 (Liquiditätsreserve) に算入される。

第17条 公金預金政策 (Einlagen-Politik)

連邦、負担平衡基金特別会計 (das Sondervermögen Ausgleichsfonds)、マーシャル基金特別会計および州は、予算により使途を定められている現金をもふくめて、その流動資金をドイツ・ブンデス・銀行の振替勘定に預入しなくてはならない。他に預金または投資するにはブンデス・銀行の同意 (Zustimmung) を要する。ドイツ・ブンデス・銀行は、その際、州立銀行 (Staats-u. Landesbanken) の維持 (Erhaltung) に関する州の利害関係 (Interesse) を考慮しなくてはならない。

補説……公金預金政策はレンダー・銀行法の規定を一步前進させたものである。現在連邦および負担平衡基金特別会計は、流動資金 (flüssigen Gelder) をすべてレンダー・銀行に預金する義務があるが、州については規定が明確を欠いているため、その余裕金の一部は州中央銀行に一部は市中金融機関にあり、かつ市中にある分は少數の金融機関に集中している。公共機関の預金が年々増加している現状にかんがみ、中央銀行が通貨政策上の必要に応じ、公共機関が預金を中央銀行に集中すべきか否かを定めることが望ましい。かくすることによつて一方では通貨量操作の手段をふやすとともに、他方では通貨政策の攪乱要因を排除し、更には銀行政策上望ましい、すべての種類の金融機関の公金に関しての平等な取扱いを保証するのである。更に公金預金政策は限られた範囲においてではあるが、支払準備政策の負担を緩和するためにも使用することができる。

公金預金政策は公金預金の重要な部分を抑える

だけで十分であり、またそれ以上は実行不可能でもあるので、最大の資金を有する少数の公共機関を対象に選ぶことが合理的である。地方団体 (Gemeinden) は数多く、その資金も分散しているため、また連邦郵便・連邦鉄道は企業として一般企業なみに扱わるべきであるため、ともにこれを除外した。他方公金預金政策は預金者の利益を出来る限り保護するよう弾力的に行われなくてはならない。例外規定はこの点を考慮したものである。

ブンデス・銀行には、その管理する公共団体の財産を公共団体のために自己の保有する有価証券に投資する権限が与えられているが、政府および州のごとくその資金がもっぱら国民経済全般の見地に立つて管理さるべき団体について、かかる運用を同行に義務づけることは適当でない。したがつてレンダー・銀行法にあつた当該条項——ドイツ・レンダー・銀行は政府預金を預託者の要求により平衡請求権に投資しなくてはならない (レンダー・銀行法第14条 d 項、同趣旨条文、州中央銀行法第2条 3 項) ——を削除した。

第18条 統計の徵求

ドイツ・ブンデス・銀行はその任務達成のため、銀行および通貨制度の領域において、すべての金融機関に統計を要求し提出せしめる権限を有する。この際 “連邦のための統計法” (Gesetz über die Statistik für Bundeszwecke) 第7条、第10条および第12条 1 項を準用する。

ドイツ・ブンデス・銀行は統計の結果を一般的目的のために公表することができる。公表には個々の説明を付することを要しない。第13条 1 項により情報を受ける権限を有する者に対しては、統計に関する指令に規定ある場合、その範囲で個別の説明を付することを要する。

第5章 業務範囲 (Geschäftskreis)

第19条 金融機関との取引

- (1) ドイツ・ブンデス・銀行は本法施行地域内の金融機関との間に次の取引を行うことができる。
 1. 3人の支払能力ありと認められる債務者が支払の責任を負つて手形および小切手を売買すること。手形および小切手の確実性 (Sicherheit) が他の方法により確保されている場合には、2名の債務者の署名で足りる。手形は買入れの日から起算して3ヶ月以内に

満期の到来するものでなくてはならない。手形は優良商業手形 (gute Handelswechsel) たることを要する。

2. 連邦、第20条第1項1号にいわゆる連邦の特別会計(Sondervermögen des Bundes) または州が振出し、買入れの日から起算して3か月以内に満期となる大蔵省手形(Schatzwechsel) を売買すること。

3. 担保を徴求して最高3か月以内の利付貸付(ロンバルト貸付) を供与すること。(貸付担保および掛目——訳注) 以下の通り。

- (a) 第1号の要件を満す手形に対しては最高、額面の10分の9まで。
- (b) 第2号の要件を満す大蔵省手形に対しては最高、額面の10分の9まで。
- (c) 貸付の日から起算して1年以内に満期となる割引発行の大蔵省証券(unverzinsliche Schatzanweisung) に対しては最高、額面の4分の3まで。
- (d) 確定利付債務証書または登録債で、発行者または債務者が、連邦、連邦の特別会計または州であるものに対しては、最高、取引所相場の4分の3まで。
- (e) 銀行の定めるその他の確定利付債務証書または登録債に対しては、最高、取引相場の4分の3まで。
- (f) “平衡請求権の償還に関する法律”第1条により債務原簿(Schuldbuch) に記載されている平衡請求権については、最高、額面額の4分の3まで。

(d)(e)にいう証券について取引所相場がない場合には、銀行が可能な評価方法(Verwertungsmöglichkeit) によって貸付の基礎となる価格を決定する。貸付の債務者が返済を遅滞した場合には、銀行はその職員または競売の権限を有する職員を通じて担保を競売し、担保物件が取引所価格または市場価格を有する場合には、職員または仲買人(Handelsmakler) を通じて時価で売却し、その収入金から経費、利息および元本を支払わせる権限を有する。銀行は他の債権者および債務者の破産財団に対しても前記の権限を有する。

4. 無利子の要求払預金(Giroeinlagen) を受入れること。

5. 有価物(Wertgegenstände)、特に有価証券の保管および管理を行うこと。

6. 小切手、手形、指図証券、有価証券および利札の取立てを行い、入金後支払いを行うこと。ただし銀行が小切手および指図証券の対価の入金につき特に定める場合はこの限りでない。

7. 対価を徴求してその他の銀行業務に属する委託業務(bankmässige Auftragsgeschäfte) を行うこと。

補説……その他の銀行業務に属する委託業務とは、銀行の業務に関連する一連の危険を伴わないサービス業務——他人の計算による有価証券の売買など——をいう。

8. 手形、小切手、請求権および有価証券を含む、外貨表示の支払手段ならびに金銀およびプラチナを売買すること。

9. 外国との取引につきすべての銀行業務を行ふこと。

(2) 第1項1号から3号にかかる取引については公定割引歩合および貸付利率を適用する。

第20条 公共機関(öffentlichen Verwaltungen)との取引

(1) ドイツ・ブンデス・バンクは公共機関との間に以下の取引を行うことができる。

1. 連邦、以下に列記する連邦の特別会計、ならびに州に対し、帳簿信用(Buchkredit) および大蔵省手形信用(两者を含めて現金信用と称す) の形で短期信用を供与すること。現金信用の限度はドイツ・ブンデス・バンクが自己勘定で購入し、または購入の約定をえた大蔵省手形を含め

- a 連邦については30億マルク
- b 連邦鉄道については4億マルク
- c 連邦郵便については2億マルク
- d 負担平衡基金については2億マルク
- e マーシャル援助基金については50百万マルク
- f 州については最近の公の人口調査によ

る人口 1 人当たり 20 マルク、但しベルリンおよびハノーファー、ブレーメンなどハンザ自由市については人口 1 人当たり 40 マルクとする。

2. 連邦に対し、以下の機関の構成員としての義務を果すための信用を供与すること。

- a 国際通貨基金については 15 億マルクまで
- b 欧州基金については 180 百万マルクまで
- c 国際復興開発銀行については 35 百万マルクまで

3. 連邦、連邦の特別会計、州およびその他の機関との間に第 19 条 4 号から 9 号までにおいて認められた取引を行うこと。銀行は第 1 号にいう公共機関との間の前記取引に關し、費用および手数料を徴求してはならない。

(2) 第 1 項第 1 号にいう公共機関は、公債、大蔵省証券および大蔵省手形の発行に當り、まず (in erster Linie) ドイツ・ブンデス・バンクを経由発行すべきものとする。前記以外の発行方法をとる場合には、ドイツ・ブンデス・バンクとの協議を要する。

補説……ブンデス・バンクより信用の枠を供与されている公共機関は、公債などの発行もブンデス・バンクを通じて行うべきである。ただし州については歴史的に州立銀行などを利用している事実にかんがみ “まず” という字句を挿入した。ブンデス・バンクを経由しない発行につき同行の同意を前提としたのは、ブンデス・バンクは単に発行者の金融機関ではなく、金融市場の監督にも関心を持つ正当な権利を有するからである。

第21条 公開市場操作

ドイツ・ブンデス・バンクは金融市场を規制するために、公開市場で市場利率 (marktsätzen) により (以下の証券を——訳注) 売買することができる。

1. 第 19 条 1 号の要件を満たす手形。
2. 連邦、第 20 条第 1 項 1 号にかかる連邦の特別会計または州の発行した大蔵省手形、大蔵省証券。
3. 第 2 号にかかる機関を債務者とする債

務証書および登録債。

4. 前記以外の債務証書にして公認の取引所で上場されているもの。

第22条 個人との取引

ドイツ・ブンデス・バンクは、国内および国外の自然人および法人との間に第 19 条 4 号から 9 号に掲げる取引を行うことができる。

第23条 小切手の支払保証 (Bestätigung)

(1) ドイツ・ブンデス・バンクは支払資金を別除した後に、同行にあてて振出された小切手に支払保証を行うことができる。支払保証の記入を行つた場合、同行は小切手の所持人に対し支払の義務を負う。同行は小切手の振出人および裏書人に対しても支払の責に任ずる。

(2) 支払保証小切手の支払は、振出人の財産について破産手続が開始された場合といえども拒絶しない。

(3) 小切手が振出後 8 日以内に支払のため呈示されなかつた場合、支払保証から生ずる債務は消滅する。呈示の証明には小切手法第 40 条を適用する。

(4) 支払保証から生ずる請求権は、呈示期間の経過時から起算して 2 年で時効にかかる。

(5) 支払保証から生ずる請求権につき法律上の主張を行う場合には、手形訴訟に適用される管轄権限ならびに手続規定を準用する。

第24条 平衡請求権による貸付および平衡請求権の買入れ

(1) ドイツ・ブンデス・バンクは第 19 条 3 号の制限の例外として、金融機関、保険会社および建築貯蓄銀行に對し、担保差入人の支払能力 (Zahlungsbereitschaft) 保持のため必要な場合、かつその限度においてのみ、“平衡請求権の償還に関する法律” 第 1 条にいう平衡請求権を担保とする貸付を行うことができる。

(2) ドイツ・ブンデス・バンクは第 1 項にいう平衡請求権を、“平衡請求権の償還に関する法律” 第 9 条第 1 項の前提の下に購入することができる。ただし購入基金 (Ankaufsfond) の資金が購入のために不十分な場合、かつその限度に限る。

第25条 その他取引

ドイツ・ブンデス・バンクは第19条から第24条までに許された取引のほか、許された取引の遂行または決済のためにする取引、銀行の営業ならびに営業に属する目的のためにする取引に限り、これを行うことができる。

第6章 年次決算、利益分配および報告

第26条 年次決算

- (1) ドイツ・ブンデス・バンクの営業年度は曆年とする。
- (2) ドイツ・ブンデス・バンクの会計は簿記の基本原則に従つて行われなければならない。年次決算書における資産・負債科目については会社法の規定による。
- (3) 役員会はなるべく速かに年次決算を作成しなければならない。年次決算書は連邦会計検査院 (Bundesrechnungshof) の同意を得て理事会により任命された1人またはそれ以上の会計士 (Wirtschaftsprüfer) により検討されなければならない。理事会は年次決算を確定し役員会はその後これを公表しなくてはならない。
- (4) 会計士の検査報告 (Prüfungsbericht) は会計検査院の検査実施の際、基礎資料として使われる。会計士の検査報告ならびに当該報告に対する会計検査院の確認は経済大臣および大蔵大臣に伝達されるものとする。

第27条 利益分配

純益は次に掲げる順序で使用されるものとする。

1. 利益の20%——ただし最低20百万マルクを下ることをえない——は、法定積立金 (gesetzlichen Rücklage) が銀行券発行高の5%に達するまで、これに繰入れる。法定積立金は減価調整またはその他の損失の補填のためにのみ使用できる。前記目的のために別途積立金がある場合もその使用を妨げない。
2. 前記を控除した純益の残余の10%まで、その他積立金として積立てることができる。本積立金は総額で資本金を越えてはならない。
3. 40百万マルク (ただし1980営業年以降30百万マルク——訳者括弧挿入) を、基金解消まで、“平衡請求権の償還に関する法律”に

より平衡請求権買入れのために積立られた基金に繰り入れるものとする。

4. 残額は連邦に帰属する。

第28条 週 報

ドイツ・ブンデス・バンクは、毎月7日・15日・23日および月末現在で諸勘定報告を公表するものとする。諸勘定報告には次の各項目を含まなくてはならない。

I 資産の部

金
外国銀行への預け金および外国における金融市場投資

外国通貨、外国手形および小切手
内国手形

貸付

現金信用 a) 連邦および連邦の特別会計に対するもの

b) 州に対するもの

大蔵省手形および割引大蔵省証券

a) 連邦および連邦の特別会計

b) 州

有価証券

鑄 貨

郵便局預け金

平衡請求権

その他資産

II 負 債

銀行券発行高

預り金 1. 金融機関預り金

2. 公共団体預り金

a) 連邦および連邦の特別会計

b) 州

c) その他

3. その他の内国人預り金

4. 外国人預り金

外国取引から生ずる債務

引当金

資本金

積立金

その他負債

第7章 一般規定

第29条 ドイツ・ブンデス・バンクの特殊地位 (Sonderstellung der Deutschen Bundesbank)

(1) ドイツ・ブンデス・バンク理事会および役員会は連邦の最高官庁たる地位 (die Stellung von obersten Bundesbehörden) を有する。州中央銀行および支店は連邦の官庁たる地位を有する。

(2) ドイツ・ブンデス・バンクおよびその職員は建築、住居および賃貸関係につき、連邦およびその職員に与えられる優遇を受ける。

(3) 商業登記に関する商法の規定および商工業会議所への所属の規定は、ドイツ・ブンデス・バンクには適用されない。

第30条 公証役 (Urkundsbeamte)

ドイツ・ブンデス・バンク総裁は第11条3項の目的のために公証役を任命することができる。公証役は判事の資格を有していなければならぬ。

第31条 ドイツ・ブンデス・バンクの役付職員 (Beamten)、職員および労務員の権利義務関係

(1) ドイツ・ブンデス・バンク従業員を役付職員、職員および労務員に分つ。

(2) ドイツ・ブンデス・バンク総裁は役付職員を任命する。高級事務に従事する役付職員の任命は理事会の推薦によつて行う。総裁は高級事務以外の役付職員 (Beamten des gehobenen mitteren u. einfacher Dienstes) につき、任命権を州中央銀行総裁に委ねることができる。ドイツ・ブンデス・バンク総裁は銀行の人事勤務に関する最高の機関 (oberste Dienstbehörde) であつて、その資格において裁判上および裁判外で銀行を代表する。総裁は懲戒裁判に属しない事項について懲戒罰を課し、懲戒手続の執行機関となる (連邦懲戒規則第29条)。

(3) ドイツ・ブンデス・バンクの役付職員は間接の (mittelbar) 連邦官吏たる資格を有し、本法に特に規定しない限り、連邦官吏全般に対し適用される規程の適用を受ける。本法は連邦公務員法に代る効力を有する。

(4) 理事会は秩序あり機動的な銀行業務を営む

上に必要な限度において、連邦政府の同意を得て、ドイツ・ブンデス・バンクの役付職員および職員の権利義務関係を人事規則 (Personalstatut)により規制することができる。以下の事項に限り人事規則でこれを定めることができる。

1. 銀行の職員に対して連邦公務員関係法規の以下の規定の適用を除外すること。

(a) 連邦公務員法第21条の2、第24条の3、第26条1項、第30条2項、第66条1項2号および5号、第116条1項3号。

(b) 現行解釈による1927年12月16日の俸給法 (Besoldungsgesetz) 第15条、ただし取消し可能にして退職金に算入されない (nicht ruhegehaltfähig) 本俸の30%以内の手当 (Bankzulag)、および勤務上の支出に対する弁償、および特殊勤務 (Leistung) に対する対価 (zuwendung) が与えられる場合に限る。

(c) 準備勤務中の役付職員の生活費 (Unterhaltszuschuss) の供与に関する規定。

2. 銀行の役付職員および職員は、銀行に対してその配偶者の営業および職業活動を報告する義務を負うこと。

3. 銀行の職員は

a) 連邦公務員法第66条1項2号および5号に認められている兼職を行うに当り、役付職員同様事前に銀行の許可を要すること。

b) (本条第4項——訳注) 1のbで認められている収入を受けること。

(5) 第4項1のbにいう特殊勤務に対する対価および勤務上の支出に対する弁償は、合計してドイツ・ブンデス・バンクの役付職員および職員の給与および補償のための支出の20分の1を越えてはならない。

(6) 理事会は連邦政府の同意を得て、ドイツ・ブンデス・バンクの役付職員の教育および昇進に関する規定を発する。銀行はその際、連邦公務員法の準備勤務期間および試験 (任用) 期間に関する規定、および高級勤務における昇進のための試験期間、重要な高級勤務における昇進許

可のための試験期間に関する規定の適用を免れることができる。

第32条 黙否義務

ドイツ・ブンデス・バンクに勤務するすべての人は、銀行の業務および組織ならびにその締結した取引に関し、口外してはならない。前記の人は、その勤務中に銀行に関して知りえた事実に關し、法廷および法廷外において、銀行退職後といえども銀行の許可なくして発表しましたは陳述してはならない。銀行の利害に関する事項に対する（前述の）許可は、理事会の構成員に対しては理事会により、その他の銀行従業員に対しては総裁によつて与えられる。裁判上の審問に對しては、連邦の福祉または公共の利益のため必要な場合に限り許可を拒むことができる。

第33条 公表 (Veröffentlichung)

ドイツ・ブンデス・バンクは公共のために定められた通達、特に銀行券の回収 (Anruf)、貸付利率、割引率、支払準備率ならびに統計に関する指令を官報に公表しなくてはならない。

第34条 定 款

ドイツ・ブンデス・バンクの定款は理事会がこれを定める。定款には連邦政府の同意を要する。定款は官報で公表されるものとする。前項規定は定款の変更にもこれを適用する。

第8章 偽造、変造通貨の保持に関する罰則ならびに規定

第35条 権限なき発行および通貨標識の使用

(1) 以下の行為をなした者は禁錮、罰金（限度を定めない）またはこれらのいずれかの刑を科せられる。

1. ドイツ・マルク表示であると否とをとわず、権限なくして通貨標識（法的に認められた铸貨または銀行券に代り、決済取引に使用されうる切手、铸貨、利札およびその他の証券）または無利子の持参人払証券 (Inhaberschuldverschreibung) を発行した者。

2. 権限なくして発行された第1号に該当する物件を決済のために使用した者。

- (2) 前項の未遂もこれを罰する。

(3) 過失により第1項2号に該当する行為をなした場合には、罰金刑に処する。

第36条 偽造、変造通貨ならびに権限なくして発行された通貨標識および債務証書の留置

(1) ドイツ・ブンデス・バンクおよびすべての金融機関は、偽造もしくは変造の銀行券または铸貨 (Falschgeld)、偽造または変造と推測される銀行券または铸貨、ならびに権限なくして発行された第35条にかかる物件を留置しなくてはならない。当該物件については受領証 (Empfangsbescheinigung) を交付するものとする。

(2) 偽造、変造の通貨ならびに第35条にかかる物件は、報告を付して警察に提出するものとする。金融機関は提出に關しブンデス・バンクに通知するものとする。

(3) 偽造、変造と思われる銀行券または铸貨は、検査のためドイツ・ブンデス・バンクに提出さるべきものとする。偽造または変造であることが判明した場合、同行は偽造または変造の通貨に専門家の鑑定を付して警察に提出し、留置した金融機関に對しこの旨を通知しなくてはならない。

第37条 回 収

(1) 権限なくして発行された第35条の物件は回収しうる。特定の人間が訴追されまたは有罪とされない場合でも、回収のための前提が存在する限り回収はそれ自体として有効である。

(2) 第1項により回収された物件および刑法第152条により回収された偽造、変造の通貨は、ドイツ・ブンデス・バンクが保管する。保管された物件は、行為者が確認されている場合は回収に関する判決の確定後10年、行為者が確認されない場合は20年で破棄される。

第9章 経過および終結規定

第38～第47条 略 (42条のみ公開市場政策との関係で訳出)

第42条 公開市場取引のための平衡請求権流動化 (Mobilisierung der Ausgleichsforderung für Geschäfte am offenen Markt)

(1) 連邦は、通貨組織の新秩序（通貨改革——訳注）に関する法律の規定によつてブンデス・

パンクに生じた平衡請求権の債務者として、40億マルクを限度として、同行の要求によりその希望する額面で希望額の大蔵省手形または割引大蔵省証券（これらを Mobilisierungspapier ——交換された証券——という）を、ブンデス・パンクに引渡さなくてはならない。連邦政府はブンデス・パンクの申入れ（auf Antrag）により（前記）限度額を平衡請求権の残高まで引上げることができる。

補説……第42条を設けた理由はブンデス・パンクが売操作を行うに十分な証券を有しないからである。

(2) 交換された証券はドイツ・ブンデス・パンクにおいて支払うものとする。銀行は連邦に対し、交換された証券から生ずるすべての債務を履行する義務を負う。連邦は交換後も全平衡請求権に対し利息を払うものとする。

(3) 大蔵大臣は交換された証券を、第1項に認められた限度まで交付する権限を有する。交換された証券は第20条第1項第1号による信用の最高限度に算入されない。

ドイツ・ブンデス・パンクの独立性 法案（政府提出）添付立法趣意書

通貨価値の安定は中央銀行の政策のみならず、政府の政策にもかかっているので、両者の関係を相互に調整することが重要である。この場合政府の政策が優先することを明らかにするとともに、その限界を明確にすべきである。ブンデス・パンクは、基本法65条（連邦総理大臣は行政権運用の方針を決定し、かつその責を負う。以下略）により連邦総理大臣が決定しつつ責任を負うべき、連邦政府の政策によつて義務づけられなければならない。他面連邦政府も、通貨価値の安定を維持するという道徳上および法律上の必要による限界にしばられているのであつて、これは憲法による連邦政府の権利の侵害ではない。われわれの有する管理通貨制度の安定維持は、最早や自動的に働く金準備規定によつてではなく、主として通貨量の適正な処理に関しての中央銀行の決定に依存している。したがつて中央銀行の決定は、通貨政策に反するような通貨量の動きをなんらかの理由から歓迎するがありうるような、いかなる機関の指令の下にもおかれてはならない。何となれば、市場経済を堅持し、究極的には社会と国家との自

由主義的体制を維持する上で最大の前提をなす通貨価値の確保こそ、他のいかなるものにもまして重要な基本であるからである。経験によれば通貨政策に反するような通貨量の動きに潜在的に関心を有するものは、すべての政治機関であり、すべての金融機関であり、そしてすべての受信者である。発券銀行はこれらから独立しているべきであり、ただ法律のみに服すべきである。

基本法は連邦銀行の独立を許している。国家のいかなる行政活動も、議会に対して責任を負つてゐる政府の支配力の下におかるべきであるとする議会責任制の原則は、すべてのものに例外なく妥当するものではない。一例をあげると、法律によつて間接的国家行政を命ぜられている公共団体または公共機関は、通例制限された監督——往々政府の単なる法規上の監督——のみをうける。それを別としても憲法起草者が法律以前のものとして認め、しかもあえて明文をもつて変更を加えなかつた、法律以前の社会通念（という一般的見地）から生ずる前記議会主義の明記されざる例外もある。独立性こそは数十年来——独裁によつて破ら

ればしたが——認められてきたドイツの発券銀行(währungsbank)についての社会通念である。そして独立性こそは今日なおドイツの人々が歴史的経験ならびに経験によつて得られた認識に基き、発券銀行を理解しているところのものにふさわしいものなのである。したがつて連邦立法者は基本法の下で、1951年8月10日いわゆる経過法律により、ドイツ・レンダー・バンク理事会に対する連合国銀行委員会の占領法上の命令権を廃止し、しかもこれを連邦政府の同種の命令権に切り替えることをしなかつた。同様の事例は外国の議会民主主義においても認めうる(例を上げると連邦準備制度理事会)。事実として与えられ、また憲法上も認められている中央銀行の独立性は、本法案においては政府またはその他の機関がブンデス・バンクの業務執行に影響を及ぼすことを許すような規定を避けるということにより擁護されている。だが他面、本法案は政府と中央銀行との「よき」協力の前提を作り出すよう努めている。

本法案はドイツ・ブンデス・バンクに対し連邦政府の一般的経済政策を尊重し、通貨価値を守るという任務を遵守しつつこれを支持することを義務づけている。更に本法案はブンデス・バンクがその通貨政策上の権限行使に当り、連邦政府の指令に拘束されないことを明らかにしている。また本法案はブンデス・バンクに対し通貨政策上の重要事項につき政府に報告し、その委託された通貨政策の分野において、自ら政府の認識に対し注意を喚起しまたは考慮を要請する権利と義務とを与えていた。反面政府はブンデス・バンクからすべての種類の情報を要求する権利を有している。また連邦政府の閣僚は理事会の会議に出席し、そこ

で注意を喚起しまたは考慮を要請しうる。理事会での討議の性格は、良心的かつ無制限な共同討議を保証しつつ、しかもブンデス・バンクに対して、その通貨政策上の権限の行使に當つて、決定と責任をゆだねているものである。この規定は決して完全なものではなく、したがつて政府と中央銀行との間の良き協力を促進する手段によつて補足される必要がある(たとえばブンデス・バンク総裁が閣議に列席し、またはその他の大臣と討議する)。ちなみに政府と中央銀行とのよき協力関係は多かれ少なかれ完全な手続規定に依存しているというよりは、むしろ両当事者として交渉する人の人格によるところが大きい。理事会のメンバーの一部が連邦政府によつて、一部が連邦参議院によつて推薦され、大統領の任命を受けることはブンデス・バンクの独立性を損わない。このことから連邦の機関が通貨政策に影響を及ぼすことができるようとするという企図を推測することは不当であろう。世界のほとんどすべての国において——その中には中央銀行の独立性の強い国もあるが——国家機関が中央銀行の指導機関の任命に対する提案権を有している。ブンデス・バンクを設立するという憲法の規定も、その機関が連邦によつて任命されることを求めていた。人事政策による通貨政策への影響の可能性は過大評価すべきではない。何となれば経験上、選任される人々を支配するのは推薦者ではなく、職務であるからである。その上選任された人々の独立性は、他の条項(職務期間が長いこと、罷免できないこと、順番制による交替、地位の同等性、合議性、指令の排除など)によつて保護されているのである。

(注) 政府案が改正された点については適宜字句の修正を行つた。